

# 令和3年度 総合評価落札方式の主な変更点（工事）

国土交通省 九州地方整備局

令和3年3月

- 1) 令和3年度 基本方針
- 2) 「配置予定技術者の工事实績」評価基準の見直し  
(特例監理技術者及び監理技術者補佐の実績)
- 3) 「橋梁補修工事の実績」の新設
- 4) 「工事の手持ち状況」評価(本官工事)の見直し
- 5) 「働き方改革」評価の見直し
- 6) 「若手・女性技術者の配置促進」の新設及び  
試行工事「若手技術者評価型」の休止
- 7) 「特定工事の実績」評価の追加
- 8) 「製作工場の有無」の新設
- 9) 「地元企業活用比率」の評価方法の見直し
- 10) 技術提案の課題設定の見直し(技術提案評価型)
- 11) 段階選抜方式の見直し(技術提案評価型)
- 12) 企業実績評価型(試行工事)の配点見直し

# 1)令和3年度 基本方針

- 九州地方整備局では、平成25年11月より総合評価落札方式（二極化）の本格運用を図り、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和元年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題である。
- これらの課題への対応を図っていくとともに、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の公共工事の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していく必要がある。
- 令和3年度は、頻発化・激甚化する自然災害への対応を踏まえ、地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「生産性向上」を加速し、円滑な契約手続きを実施するため、各種試行工事の積極的活用を図る。

# 2) 「配置予定技術者の工事実績」評価基準の見直し

## 見直しポイント

◆評価項目：配置予定技術者の能力等-「工事実績」（必須項目）

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）、技術提案評価型（S型）【分任官・本官工事】

・令和2年10月1日付の建設業法改正の施行に伴い、建設業法第26条3項ただし書の規定を受ける特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置が始まったことにより、評価基準の見直しを行う。

⇒ 現行：より同種性の高い工事、同種性が認められる工事と監理（主任）技術者あるいは現場代理人、担当技術者の組み合わせで3段階評価

⇒ 令和3年度：特例監理技術者・監理技術者補佐の実績を評価するため、より同種性の高い工事、同種性が認められる工事と監理（主任、特例監理）技術者あるいは現場代理人、監理技術者補佐、担当技術者の組み合わせで5段階評価

## 評価基準・配点

〔施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）の場合〕

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準【現行】	評価基準【改定案】	配点
配置予定技術者の能力等	工事実績【必須】	過去15年間に完成した同種工事の内、申請された1件の工事実績	5段階	より同種性の高い工事において、監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事：A  より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事：C  同種性が認められる工事において、担当技術者として従事：E	より同種性の高い工事において、監理（主任、特例監理）技術者あるいは現場代理人として従事：A  同種性が認められる工事において、監理（主任、特例監理）技術者あるいは現場代理人として従事：B  より同種性の高い工事において、監理技術者補佐として従事または、より同種性の高い工事において、担当技術者として従事：C  同種性が認められる工事において、監理技術者補佐として従事：D  同種性が認められる工事において、担当技術者として従事：E	A：5.0 B：3.75 C：2.5 D：1.25 E：0

### 3) 「橋梁補修工事の実績」の新設

#### 概要

- ◆評価項目：配置予定技術者の能力等-「橋梁補修工事の実績」（鋼橋上部、PC工事は必須項目）
  - ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）、技術提案評価型（S型）【分任官・本官工事】
    - ・橋梁補修工事の円滑な事業執行に関する取り組み（入札参加業者を増やす取り組み）として、「橋梁補修工事」の実績のある配置予定技術者を評価する。
- ⇒ 現行：未設定
- ⇒ 令和3年度：過去2過年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の橋梁補修工事（耐震補強も含む）の実績を2段階で評価

#### 評価基準・配点

〔技術提案評価型（S型）の場合〕

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
配置予定技術者の能力等	橋梁補修工事の実績【鋼橋上部、PC工事は必須】	過去2カ年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の橋梁補修工事（耐震補強も含む）の実績（発注機関は問わない）	2段階	実績あり：A 実績なし：E	A：2.0 E：0

# 4) 「工事の手持ち状況」評価(本官工事)の見直し

## 概要

- ◆評価項目：企業の能力等-「工事の手持ち状況」（必須項目：一般土木、選択項目：一般土木以外）
- ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）、技術提案評価型（S型）【本官工事】
  - ・本官工事の評価基準を追加する。
  - ⇒ 現行：地整内の当該年度当初契約額とする。（一般土木は必須項目、その他の工事種別は選択項目）  
分任官及び本官ともに、当該年度施工額が3億円未満の場合A評価（満点）、3億円以上6億円未満の場合C評価（50%）、6億円以上の場合E評価（0%）
  - ⇒ 令和3年度：本官工事の評価基準について、当該年度施工額が5億円未満の場合A評価（満点）、5億円以上10億円未満の場合C評価（50%）、10億円以上の場合E評価（0%）の3段階で評価  
※分任官工事は変更なし

## 評価基準・配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
企業の能力等	工事の手持ち状況【一般土木のみ必須】	当該工事種別における地整内当該年度の当初契約額の合計	3段階	【分任官工事の場合】 3億円未満：A 3億円以上6億円未満：C 6億円以上：E  【本官工事の場合】 5億円未満：A 5億円以上10億円未満：C 10億円以上：E	A：3.0  C：1.5  E：0

# 5) 「働き方改革」評価の見直し

## 見直しポイント

- ◆評価項目：企業の能力等-「週休2日の実績」（必須項目）、  
「ICT施工の実績」（選択項目：一般土木、維持修繕、As舗装は必須）
- ◆対象：施工能力評価型（I・II型）【分任官・本官工事】
  - ・働き方改革の更なる促進を促すため、評価項目を「週休2日工事の実績」と「ICT施工の実績」に分割し、より取り組みやすくするために、評価基準の見直しを行う。
  - ⇒ 現行：施工能力評価型（I型・II型）の企業の能力等評価において「働き方改革」の評価項目を必須項目としている。
  - 評価内容については、過去2カ年度に完成した工事を対象に、①週休2日を実施した実績 ②ICT施工を実施した実績で評価
  - ⇒ 令和3年度：○「週休2日工事の実績」：過去1カ年度+当該年度に完成した工事における週休2日工事の実績
    - ・ 4週8休工事の実績（満点）、4週7休工事の実績（75%）、4週6休工事の実績（50%）、週休2日工事の実績なし（0%）の4段階で評価
  - 「ICT施工の実績」：過去1カ年度+当該年度に完成した工事におけるICT施工の実績
    - ・ 同一工事内で①～⑤を全て実施（満点）、同一工事内で①～⑤の一部（3項目以上（②、④、⑤は必須））を実施（75%）、同一工事内で①～⑤の一部（2項目以上）を実施（50%）、それ以外（0%）の4段階で評価

## 評価基準・配点 【見直し】

※ICT施工プロセスの段階

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
企業の能力等	週休2日工事の実績【必須】	過去1カ年度+当該年度に完成した工事における週休2日工事の実績	4段階	4週8休工事の実績：A、 4週7休工事の実績：B、 4週6休工事の実績：C、 週休2日工事の実績なし：E	A：1.0 B：0.75 C：0.5 E：0
企業の能力等	ICT施工の実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	過去1カ年度+当該年度に完成した工事におけるICT施工（①起工測量～⑤成果品納品）の実績	4段階	同一工事内で①～⑤全てを実施した実績：A、 同一工事内で①～⑤の一部（3項目以上（②、④、⑤は必須））を実施した実績：B、 同一工事内で①～⑤の一部（2項目以上）を実施した実績：C、 上記以外：E	A：1.0 B：0.75 C：0.5 E：0

## 6) 「若手・女性技術者の配置促進」の新設及び試行工事「若手技術者評価型」の休止

### 概要

◆評価項目：企業の能力等-「若手・女性技術者の配置促進」（選択項目）

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）【分任官・本官工事】

・新たな技術者の確保・育成を目的に「若手・女性技術者の配置促進」を新設する。

⇒ 現行：参加資格要件を45歳以下、「配置予定技術者の年齢」にて年齢が35歳以下のものをより優位に評価（2点）、「企業の支援体制」（選択式）にて企業の支援内容により評価（5点）

⇒ 令和3年度：35歳以下の若手技術者又は女性技術者の配置について、2段階で評価

※若手技術者評価型の試行は休止

### 評価基準・配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
企業の能力等	若手・女性技術者の配置促進【選択】	35歳以下の若手技術者又は女性技術者の配置	2段階	配置あり：A、 配置なし：E	A：1.0 E：0

# 7) 「特定工事の実績」評価の追加

## 概要

◆評価項目：地域貢献等-「特定工事の実績」（原則必須項目：土木系工事は原則必須）

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）【分任官・本官工事】

・不調・不落対策のため、不調・不落の多い工事（特定工事）の実績についても評価対象とする。それに伴い、評価項目名称を変更する。

⇒ 現行：土木系工事の維持工事修繕工事を除く全ての工種において、原則必須項目としている。評価する維持工事等の実績の工事内容は、橋梁補修、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事等（通年維持工事）

⇒ 令和3年度：

- ・過去1カ年度+当該年度に完成した工期5カ月以上の実績を評価
- ・九州地方整備局の実績が2件以上 A評価（満点）、九州地方整備局の実績が1件 C評価（50%）、九州地方整備局の実績が実績なし E評価（0%）の3段階で評価
- ・評価する工事实績を、橋梁補修（耐震補強も含む）、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事等（通年維持工事）、電線共同溝、砂防工事、橋梁床版、舗裝修繕、交差点改良、現道を改良する歩道整備とする。
- ・評価項目名称を「維持工事等の実績」から「特定工事の実績」とする。

## 評価基準・配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
地域貢献等	特定工事の実績 【土木系工事は原則必須】	過去1カ年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の特定工事等（橋梁補修（耐震補強も含む）、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事（通年維持工事）、電線共同溝、砂防工事、橋梁床版、舗裝修繕、交差点改良、現道を改良する歩道整備）の実績	3段階	九州地方整備局の実績が2件以上：A 九州地方整備局の実績が1件：C 実績なし：E ※対象地域は、原則施工箇所県内とする。	A：2.0 C：1.0 E：0

# 8) 「製作工場の有無」の新設

## 概要

◆評価項目：地域貢献等-「製作工場の有無」

(選択項目：鋼橋上部、PC工事（工場製作桁のある工事）、水門・樋門ゲート設備等)

◆対象：施工能力評価型（I・II型）、技術提案評価型（S型）【分任官・本官工事】

・九州内に自社の製作工場がある場合に加点評価を行う。

⇒ 現行：未設定

⇒ 令和3年度：九州内の自社製作工場の有無について、2段階で評価

## 評価基準・配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
地域貢献等	製作工場の有無 【選択 鋼橋上部、PC工事（工場製作桁のある工事）、水門・樋門ゲート設備等で設定可】	九州内に自社工場の有無	2段階	九州内に自社工場あり：A 九州内に自社工場なし：E	A：2.0 E：0

# 9) 「地元企業活用比率」評価方法の見直し

## 概要

- ◆評価項目：地域貢献等-「地元企業活用比率」（必須項目：以下の工種のみ対象）  
（一般土木（B等級）、建築工事（B等級）、PC工事（セグメント桁は除く））
- ◆対象：施工能力評価型（I・II型）、技術提案評価型（S型）【分任官・本官工事】
  - ・評価における簡素化及び誤り防止を目的として、参加企業から申請された提案値にて評価を行う方法に見直す。
  - ⇒ 現行：向上率により評価（ $\text{向上率} = (\text{提案値} - \text{標準値}) / (\text{最大提案値} - \text{標準値})$ ）
  - ⇒ 令和3年度：参加企業からの申請された提案値で75%以上 A評価（満点）、50%以上75%未満 B評価（75%）、25%以上50%未満 C評価（50%）、25%未満 E評価（0%）の4段階で評価

## 評価基準・配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
地域貢献等	地元企業活用比率【必須】	地元下請け企業との契約比率と地元資材調達比率の合計比率	4段階	<b>【申請された提案値による評価】</b> 75%以上：A 50%以上75%未満：B 25%以上50%未満：C 25%未満：E	A：3.0 B：2.25 C：1.5 E：0

# 10) 技術提案の課題設定の見直し(技術提案評価型)

## 見直しポイント

### ◆対象：技術提案評価型（S型）【本官工事】

・求める技術提案（技術力評価）を明確にするため、技術提案の課題設定を見直す。また、受発注者双方の負担軽減のため、技術提案の課題数の削減を行う。

⇒ 現行：指定課題及び自由課題を設定し、技術提案の課題数は5課題としている。

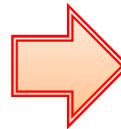
⇒ 令和3年度：全て指定課題とし、技術提案の課題数を5から3課題に削減する。

## 評価基準・配点

### 【現行設定例】（5課題）

- 「工事目的物の性能・機能に関する事項」  
品質確保や向上
  - ・ 指定課題：1課題
  - ・ 自由課題：1課題
  
- 「現場状況に適合した施工上の課題に関する事項」  
施工上配慮すべき事項
  - ・ 指定課題：2課題
  - ・ 自由課題：1課題

※上記は設定例であり、工事内容により適宜設定（合計課題数を5課題としている。）



### 【変更設定例】（3課題）

- 「工事目的物の性能・機能に関する事項」  
品質確保や向上
  - ・ 指定課題：1課題
  
- 「現場状況に適合した施工上の課題に関する事項」  
施工上配慮すべき事項
  - ・ 指定課題：2課題

※上記は設定例であり、工事内容により適宜設定（合計課題数を3課題とする。）

# 11) 段階選抜方式の見直し(技術提案評価型)

## 概要

### ◆対象：技術提案評価型（S型）

#### 【WTO・段階選抜方式】 【本官工事】

- ・ 参入機会拡大を目的として、段階選抜方式の一次審査項目の見直しを行い、一次審査より技術提案を1課題のみ求める。

#### ⇒ 現 行：

##### ①一次審査：30点満点

（配置予定技術者の能力等・15点、企業の能力等・15点）

※選抜者数：10者＋（競争参加資格が認められた者の数-10）×1/2

##### ②二次審査：60点満点（技術提案・60点【5課題】）

#### ⇒ 令和3年度：

##### ①一次審査：40点満点

（配置予定技術者の能力等・5点、企業の能力等・15点、  
技術提案・20点【1課題】）

※選抜者数：10者

##### ②二次審査：60点満点

（技術提案・60点【3課題】（一次審査の1課題含む））

## 評価基準・配点

一次審査		現行	見直し
配置予定技術者の能力等	工事实績	4	5
	工事成績	8	-
	表彰	3	-
	小計	15	5
企業の能力等	工事实績	5	5
	工事成績	6	6
	表彰	2	2
	ワークライフバランスの認定	1	1
	労務費見積り尊重宣言の確認	1	1
	小計	15	15
小計		30	20
技術提案（一次審査）		-	20
合計		30	40
二次審査		現行	見直し
技術提案	技術提案（一次審査）	-	20
	技術提案（二次審査）	60	40
合計		60	60

# 12) 企業実績評価型(試行工事)の配点見直し

## 概要

### ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型） 企業実績評価型 【分任官工事】

・監理（主任）技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保及び働き方改革等の観点から試行を実施中であるが、更なる促進を目的に、企業の実績等の配点をさらに高く設定する。

⇒ 現行：配置予定技術者の能力等：10点、  
企業の実績等：22点、  
地域貢献等：8点

⇒ 令和3年度：配置予定技術者の能力等：8点、  
企業の実績等：24点、  
地域貢献等：8点

## 評価基準・配点

		現行 (Ⅰ・Ⅱ型)	見直し (Ⅰ・Ⅱ型)
配置予定技術者の能力等	工事実績	5	4
	工事成績	-	-
	表彰	3	2
	配置予定技術者の資格	1	1
	オプション	1	1
	小計	10	8
企業の実績等	工事実績	4	4
	工事成績	6	6
	表彰	2	2
	工事の手持ち状況	4	4
	働き方改革	3	-
	働き方改革（週休2日）	-	2
	オプション	3	6
	小計	22	24
地域貢献等		8	8
小計（企業点）		30	32
合計		40	40